

【ABC 消費者情報 Vol. 59】

◎貴金属の訪問買取のトラブル

昨年度からアクセサリなど貴金属の訪問買取に関するトラブルが全国的に増えており、本市でも、突然訪問され、しつこく買い取りを迫られたという相談が寄せられています。

■相談事例

○貴金属の買取業者だという男性が家を訪れ、「チラシを見ましたか」と聞かれた。見ていないと答えると、チラシを見せて、「いない貴金属はないですか」と聞かれた。持っていないと答えると、「娘さんのものありませんか」と言うので、再度断ると、暴言を吐いて帰っていった。近隣の住民も同じような訪問を受け、怖かったと言っていた。

■アドバイス

○このほかにも着物や不用品を買い取ってもらうつもりが、当初の話になかった貴金属の買い取りを持ちかけられた、男性が3人で訪問してきたので怖くて断りきれず、貴金属を売ってしまった等の事例があります。

○こういった訪問買取のトラブルを防ぐために法律が改正されることになりましたが、まだ施行前であるため、現行法ではクーリング・オフ制度の適用がありません。

○業者に買い取られた商品の返品を求めても、「溶かしてしまった」「転売した」などの理由をつけられて、取り戻すことは困難です。

○買い取ってもらう気持ちがなければ、はっきりと断りましょう。断ってもしつこく勧誘されたり、居座られたりするときは、警察に連絡するのも方法のひとつです。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-252-1919

■警察総合相談電話

Tel:099-254-9110

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611